

平成28年4月1日

「農地転用申請受付日」及び「定例会開催日」 の変更について（お知らせ）

農業委員会法の改正により農地転用許可の事務処理が変わりました。

農業委員会は、県に意見を付して申請書を提出する前に、一定の要件により農業会議に対する意見聴取が必要となります。

つきましては、農地転用等の申請の受付日、定例会開催日を以下のとおり変更します。

【平成28年4月以降】

転用申請受付日	毎月21日～25日
定例会開催日	毎月9日（受付の翌月開催）
転用許可予定日	受付の翌月25日頃 ※①面積が3,000㎡以上 ②第1種農地以上の優良農地で、面積が1,000㎡以上のいずれかの場合は、受付翌々の第1週目の許可予定

※上記日程は、通常のカ開催予定です。休日・祝日等により前後することがあります。

※※宅地開発委員会の協議対象案件については、開発の申請月と同月に農地転用の申請をしてください。

榛東村農業委員会事務局

0279-54-2211（内線221）